

4 取組内容（具体策）

※主なものを抜粋しました

- ◇妊娠届出時の保健師面接による支援の充実
- ◇支援が必要な妊婦の早期把握と支援の充実
- ◇不妊・不育専門相談の実施
- ◇こんにちは赤ちゃん事業の実施
- ◇乳幼児健康診査・予防接種の充実
- ◇新生児における各種検査の推進
- ◇小児に関わる医療費の助成や給付の実施
- ◇乳幼児を対象とした生活習慣病予防事業の実施
- ◇育児支援教室や個別心理相談の実施
- ◇ふれあい親子サロンや子育て広場の充実
- ◇電子母子健康手帳導入等情報提供手段の充実
- ◇妊婦歯科教室やむし歯予防教室の充実
- ◇精神保健・思春期保健等出前講座の実施
- ◇母子保健・歯科・栄養等相談業務の充実
- ◇飲酒・喫煙・受動喫煙に対する教育の強化



5 成果指標

※主なものを抜粋しました

	平成 28 年度 数値	目標値
◎妊娠届出時に保健師と面接している割合……………	79.2%	▶ 90%
◎帰宅時に手洗いやうがいをしている子どもの割合……………	88.0%	▶ 95%
◎乳幼児健康診査の受診率（3歳6か月児健康診査）……………	91.7%	▶ 95%
◎子どものいる家庭が災害に備えた準備をしている割合……………	50.5%	▶ 70%
◎家事や育児をともに担う家族や協力者がいる人の割合……………	72.8%	▶ 80%
◎子どもを虐待していない、または、子どもへのしつけや対応について、 冷静に振り返ることができる親の割合……………	91.1%	▶ 100%
◎朝食を食べている幼児の割合（1歳6か月児・3歳6か月児）……………	95.1%	▶ 98%
◎むし歯のない3歳6か月児の割合……………	83.7%	▶ 87%
◎避妊方法を正確に知っている高校生の割合……………	66.8%	▶ 90%

発 行 相模原市
編 集 こども・若者未来局 こども家庭課
住 所 〒252-5277 相模原市中央区中央 2 丁目 11 番 15 号
電 話 042-769-8345
F a x 042-759-4395
E-mail kodomokatei@city.sagamihara.kanagawa.jp

第4次

すこやか親子さがみはら 21

相模原市母子保健計画

概要版

1 計画策定の趣旨

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であると同時に、次の世代を健やかに産み育てるための基盤になります。そのため、昭和40年に制定された母子保健法に基づき、国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持増進を図るため、保健指導・健康診査・医療その他の措置を講じることが定められています。少子化の進行などに伴い子育て環境が変化する中で、安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育つ環境を整えるために、医療・福祉・教育等との連携のもと、切れ目のない支援を推進することにより、出生率の向上にも寄与することが必要となっています。

そのような状況の中、平成28年6月に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律により母子保健法が改正され、本市では平成29年4月にこども・若者未来局を新設、各区に子育て支援センターを設置して、子ども・子育てに関する包括的な支援をスタートしました。

この度、平成25年3月に策定した相模原市母子保健計画の計画期間（平成25年度～29年度）の満了にあたり、評価を実施し、第4次相模原市母子保健計画を策定しました。今後におきましても、本計画の基本理念である「すべての親と子が すこやかで ゆたかに育つまち さがみはら」の実現に向け、母子保健施策を推進していきます。

2 計画の位置づけ及び期間

国が策定した「健やか親子21」は、安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりという少子化対策としての意義と、少子・高齢社会において国民が健康で元気に生活できる社会の実現を図るための国民健康づくり運動である「健康日本21」の一翼を担うという意義を有します。

また、平成17年には、現行の子ども・子育て支援事業計画の前計画である次世代育成支援行動計画の個別計画としても位置づけられました。

そのため、第4次相模原市母子保健計画においても「健やか親子21」の考え方をもとに、相模原市保健医療計画及び相模原市子ども・子育て支援事業計画における母子保健分野の個別計画とし、その基本理念・基本目標を踏まえた計画として策定するものとします。

なお、計画期間は、平成30年度から34年度までの5年間とします。

3 重点課題

- ◎妊娠前、妊娠初期からの支援体制の充実
- ◎電子媒体による情報提供の充実
- ◎より支援が必要な親子への相談体制の整備
- ◎虐待予防やその早期発見から対応に向けた取組の強化
- ◎地震などの災害時への対応
- ◎思春期からの健康なライフプランへの支援の継続



基本理念

すべての親と子が すこやかで ゆたかに育つまち さがみはら

国の「健やか親子21」の4つの主要課題を踏まえ、更に本市が独自に「乳幼児期からの望ましい生活習慣により、大人になってからの生活習慣病を予防する」視点を加え、次のとおり5つの基本目標を掲げます。

この基本目標に基づく取組を推進するために、それぞれ「取組目標」を設定しました。また「取組目標」についてはイメージがしやすいように「めざす姿」を描き、取組の方向を「市民自らの取組」と「市民を支える取組」に整理して設定するとともに、具体的な「取組内容（具体策）」を定め、それらに基づいて事業を展開していきます。

基本目標Ⅰ

女性や家族が自らの心身の状態を十分に知り、こころ安らかに過ごすことができるようにします

めざす姿

- ◆一人ひとりが自分らしいライフプランを描くことができる
- ◆妊婦が妊娠の経過について理解し、自らの健康に気を配ることができる
- ◆妊婦が妊娠中安心して過ごし、妊娠・出産・子育てについて満足できる
- ◆出産や育児に不安のある妊婦が、悩みを抱え込まず、適切な支援機関に相談することができる
- ◆なかなか子どもを授からないときに、その支援のための制度を利用することができる

市民は…

- ◆一人ひとりが思春期から自分のライフプランについて考えます
- ◆妊娠したら早めに妊娠の届出をし、母子健康手帳の交付を受けます
- ◆飲酒や喫煙だけでなく、受動喫煙の影響について理解します
- ◆妊婦は自らとおなかの子の健康管理のため、定期的に妊婦健康診査を受診します
- ◆妊娠や出産、今後の子育ての不安や悩みを、適切な機関に相談します
- ◆不妊・不育について一人で悩まず、夫婦で話し合い、相談します

市・関係団体は…

- ◆若い世代への、妊娠しやすいさや不妊・不育についての講座を実施するとともに、情報提供に努めます
- ◆母子健康手帳の交付時から切れ目のない支援をめざします
- ◆飲酒、喫煙、受動喫煙のからだへの影響について情報提供します
- ◆ワーク・ライフ・バランスを推奨します
- ◆妊婦やその家族に対する相談・支援体制を充実させます
- ◆不妊・不育に不安を抱えた人が相談しやすい体制をつくります

基本目標Ⅱ

子どもが安全で健康に過ごすことができるようにします

- ◆子どもの病気や事故への予防策をとることができる
- ◆適切な時期に予防接種や健康診査を受けさせることができる
- ◆たばこの害から子どもを守ることができる
- ◆子どもが急病になったとき、適切に対応することができる
- ◆日頃から災害への備えやこころの準備ができている
- ◆災害が発生した後も、子どものいる家庭が、安心して生活を続けることができる

- ◆子どもが病気の際、家庭でのケアや受診の判断ができるようにします
- ◆子どもが病気やけがをした際、必要な医療を受ける方法や利用できる医療制度について理解します
- ◆乳幼児健康診査の必要性を理解し、適切な時期に受けさせます
- ◆子どもがたばこの誤飲をしないよう注意します
- ◆子どもに適した災害グッズを準備します
- ◆日ごろから地域の住民との関わりに努めます

- ◆子どもの病気を予防する方法を伝えます
- ◆起こりやすい事故やけがの予防策について普及啓発をします
- ◆たばこの誤飲や受動喫煙を防ぐ方法を普及啓発します
- ◆子どもが病気になったときの対応方法をはじめ、受診の判断のポイントや相談・受診ができる方法について普及啓発します
- ◆災害に備えるための情報を提供します
- ◆地域における世代間交流を促します

基本目標Ⅲ

親も子ども笑顔で生活することができるようにします

- ◆こころのゆとりをもって子育てができる
- ◆子育てに関する情報を積極的に入手し、子どものすこやかな育ちへの取組ができる
- ◆子育てで悩んだときに気軽に相談できる
- ◆家族がコミュニケーションをとり、協力して育児をすることができる
- ◆すべての子どもが安心して楽しく生活できる
- ◆地域の人が、子育て世代に関心をもつことができる

- ◆夫婦、家族、地域が協力して子育てをします
- ◆たくさんの情報の中から、自分の子どもに合った情報を取捨選択できる力を養います
- ◆子育てで不安なとき、育てにくさを感じたときには、ひとりで悩まず相談します
- ◆地域で子どもを温かく見守り、育てます
- ◆現代の子育て事情を知り、親子が抱える不安や問題を理解します

- ◆父親や家族の育児参加を促進します
- ◆乳幼児健康診査で発達が気になる子どもを早期に把握し、相談できる場を充実させます
- ◆発達に心配のある子どもを育てる家族への支援を充実させます
- ◆各関係機関と連携を図り、よりスムーズな支援を行います
- ◆身近な地域で交流できる機会を増やします
- ◆現代の子育て事情などについて、積極的に発信します

基本目標Ⅳ

乳幼児期から生活習慣病の予防に取り組み、すこやかに成長することができるようにします

- ◆子どもの起床や就寝の時間が適切で十分な睡眠時間をとることができる
- ◆子どもが食事を3食きちんととり、十分な栄養を摂取することができる
- ◆子どもが家族や仲間と食事を楽しむことができる
- ◆子どもがからだを使った遊びや運動を楽しむことができる
- ◆適正体重を保つことができる
- ◆歯と口の健康を守ることができる

- ◆子どもの早寝早起き習慣や、毎日からだを動かして遊ぶ、おなか为空いてご飯が食べられるなどの生活リズムを整えます
- ◆手洗いやうがい、歯みがき、入浴などを習慣づけます
- ◆子どもの適正体重を維持します
- ◆親は子どもに歯みがきの大切さを教え、仕上げみがきをします
- ◆むし歯や歯肉炎を予防するための歯みがき方法を実践します

- ◆規則正しい生活リズムの大切さを普及啓発します
- ◆食の大切さや内容、食環境について普及啓発します
- ◆子どものからだづくりに必要な食事量や内容について普及啓発します
- ◆歯みがきの大切さや、実際の歯みがき方法などについて、また、むし歯になりにくい規則正しい食習慣や生活習慣について普及啓発します

基本目標Ⅴ

子ども自らが自分のこころとからだの健康を意識し、行動することができるようにします

- ◆子どもが自分を大切にしている気持ちをもつことができる
- ◆子どもが困ったときは相談する、正しい情報を入手するなど、課題解決の力を身につけることができる
- ◆自分のこころとからだに関心をもち、健康が大切だと意識することができる
- ◆性について正確に知り、自らの行動について適切な判断をすることができる
- ◆親が子どものこころとからだの成長を促すことができる

- ◆挨拶をする、優しい言葉をかけるなど、人への関心をもちます
- ◆子どもを大切に思う気持ちを表現したり、前向きな発言をするように心がけます
- ◆自分のからだのづくり、成長に関心をもち健康維持に努めます
- ◆性についての正しい情報を得て、的確な判断をします
- ◆子どもの人格を尊重し、子どもの存在のすばらしさを言葉と行動で伝えます

- ◆親や地域が、子どもへの適度な関わりができるようサポートします
- ◆子どもが相談したり、語り合える場について情報提供します
- ◆健康なからだづくりに関して啓発します
- ◆性についての正しい知識を啓発します
- ◆学校と連携して思春期保健に取り組みます
- ◆思春期の子どもの相談支援を充実させます